

日常生活圏域ニーズ調査等分析業務
及び高齢者保健福祉計画策定業務委託

プロポーザル実施要領

令和7年 5月

多治見市 高齢福祉課

1. 趣旨

この実施要領は、「日常生活圏域ニーズ調査等分析業務及び高齢者保健福祉計画策定業務委託」（以下「本業務」という。）の受託者を**プロポーザル方式**（以下、「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2. 業務概要

2.1 業務番号及び業務名称

多高福委第 40 号

日常生活圏域ニーズ調査等分析業務及び高齢者保健福祉計画策定業務委託

2.2 委託内容

別紙仕様書に記載した内容を参考に、事業者からの優れた提案を取り入れ第10期計画を策定するもの

2.3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2.4 委託料の上限額

本業務の委託料上限は、9,654,000 円（税抜）8,776,364 円とする。

内訳 令和 7 年度 5,663,000 円（税抜）5,148,182 円

令和 8 年度 3,991,000 円（税抜）3,628,182 円

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 令和 7 年 5 月 1 日時点において、多治見市の入札参加資格者名簿に登録していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- (4) 本プロポーザルの実施期間中において、本市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 公示日から過去 5 年以内に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行っていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 令和元年度以降に、多治見市と同等規模の団体の介護保険事業計画策定実績を有していること、また、県内または全国の自治体で第 9 期介護保険事業計画実績があることが望ましい。

4. 実施スケジュール

4.1 スケジュール

内容	期間等	方法
説明書・様式の配付	令和7年5月29日（木）から	電子
質問の受付期限	令和7年6月10日（火）	電子
質問の回答（予定）	令和7年6月13日（金）	電子
参加申込書提出期限	令和7年6月18日（水）	郵送・持参
提案書類提出期限	令和7年6月18日（水）	郵送・持参
ヒアリング(プレゼンテーション)	令和7年6月27日（金）	
審査結果通知	令和7年7月 8日（火）	
契約(予定)	令和7年7月中旬	

4.2 質問及び回答について

本要領の内容に不明な点がある場合は、次のとおり質問を受け付ける。ただし、審査項目や基準などに関する質問は受け付けない。

- (1) 受付期限 令和7年6月10日（火）午後3時
- (2) 受付方法 質問書(第5号様式)に記入の上、下記質問先へ電子メールにより提出すること
- (3) 回答方法 令和7年6月13日（金）（予定）までにホームページにて回答する。
- (4) 質問先 多治見市役所市民福祉部高齢福祉課 高齢者支援グループ
E-mail: koureifukusi@city.tajimi.lg.jp

4.3 申し込み手続き

- (1) 受付期限 令和7年6月18日（水）午後5時必着
- (2) 申込方法 参加希望者は、参加申込書（第1号様式）に必要事項を記入、記名押印の上、宣誓書（第7号様式）を添えて高齢福祉課まで持参又は郵送により提出のこと。なお、郵送の場合は、必ず「特定記録郵便」とすること。
- (3) 申込先 多治見市役所市民福祉部高齢福祉課 高齢者支援グループ
〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町1丁目233番地
電話番号 0572-23-5821

5. 企画提案書等の提出

本プロポーザルに応募する者は、次のとおり企画提案書を提出することとする。

- (1) 提出期限 令和7年6月18日（水）午後5時必着
- (2) 提出方法 次の様式による印刷物をア～カの順にホチキス止めの上7部ずつ、持参又は特定記録郵便で郵送すること。

ア. 企画提案書

- ・ 様式は任意様式とする
- ・ 用紙サイズはA4版縦の横書きとする(A3サイズの使用は不可)
- ・ ページ数は15ページ以内とする(表紙、目次はページ数に含まない)
- ・ 文字のフォントサイズは10.5pt以上とする。図表等に付記する注釈・注記などに関し
てはこの限りではないが、明瞭に読み取れるフォントサイズを考慮すること。

- ・ 表紙に、住所、会社名、代表者名を明記すること。
- ・ 審査内容については、「(別紙) 日常生活圏域ニーズ調査等分析業務及び高齢者保健福祉計画策定業務委託プレゼンテーション審査要領」「【別表】プレゼンテーション審査基準表」を参照のこと。

イ. 同種又は類似の業務実績一覧 (第2号様式) 及び (任意様式・A3判可)

ウ. 当該業務の実施体制 (任意様式)

エ. 配置予定技術者の経歴等 (第3号様式)

オ. 工程表 (任意様式・A3判可)

カ. 見積書 (第4号様式)

- ・ 提出部数は、代表者印を押印した正本1部と副本6部とする。
- ・ 第4号様式を用いること。
- ・ 見積金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を明示すること
- ・ 見積金額が「2.4 委託料の上限額」を超える場合は失格とする

※書類に使用する用紙は再生紙を使用するなど、環境に配慮した仕様とすること。

(3) 提出先 多治見市役所市民福祉部高齢福祉課 高齢者支援グループ
〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町1丁目233番地
電話番号 0572-23-5821

6. ヒアリングの実施

ヒアリングにおいて、提案内容のプレゼンテーションを実施すること。

ア. 日時 令和7年6月27日(金)

イ. 場所 多治見市役所 駅北庁舎 4階 第2会議室
(多治見市音羽町1丁目233番地)

ウ. 時間配分 1社につき 準備時間5分以内 説明時間20分以内 質疑応答10分以内

※詳細な日時や実施場所、時間等は、企画提案参加表明後、各社に別途通知する。

※ヒアリング時には、提案書記載内容以外の追加提案、追加資料は受領しない。

※ヒアリングの説明は業務実施体制に記された配置予定者のうち、原則として、業務責任者が行うこと。

7. 選定に係る事項

7.1 選考方法

(1) 多治見市が設置する審査委員会において審査する

(2) 提出された参加申込書類、企画提案書類、プレゼンテーション内容を「【別表】プレゼンテーション審査基準表」により評価を行い、最も評価の高かった者を受注候補者とし、契約締結に向けての協議を行う。協議の結果、契約の締結に至らなかった場合は、次点の提案者を受注候補者とし、以下同様とする。

(3) 企画提案者が1社の場合も審査を実施する。

7.2 審査結果

審査結果については、全企画提案者に文書で通知する。なお、審査結果に対する質問及び異議申し立ては受け付けない。

8. プロポーザルに係る留意事項

- (1) 本プロポーザルに関する説明会は開催しない。
- (2) 参加申込書提出後に辞退する場合、辞退届（第6号様式）を持参又は郵送で提出すること。辞退することによって、今後の本市との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (3) 次のいずれかに該当した場合、失格又は無効とする
 - ア. 受注候補者選定時に「3 参加資格要件」を満たしていない場合
 - イ. 所定の日時及び場所に提案書類を提出しなかった場合
 - ウ. 提案に関して談合等の不正行為があった場合
 - エ. 本要領に適合しないと認められる場合
 - オ. 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
 - カ. 本要領に定める手続き以外の手法により、審査員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (4) 提出物は返却しない。
- (5) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、多治見市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。提出された企画提案書は、選定作業等に必要な範囲で複写することがある。
- (6) この募集に伴い収集した個人情報は、本企画提案公募に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはない。
- (7) 本プロポーザルに要した経費は、全てプロポーザル参加者の負担とする。
- (8) 審査当日に使用する機器は本市で準備する。（プロジェクター、スクリーン、PC等。パワーポイントを使用する場合はUSB等にデータを格納して持参。使用するパワーポイントのバージョンは2016版。）